

## 第3部 基本構想の概要

第1章 まちづくりの理念

第2章 将来都市像

第3章 まちづくりの大綱

まちづくりの基本となる考え方を「まちづくりの理念」として次のとおり定めます。

#### 市民の暮らし最優先のまちづくり

市民一人ひとりが、安心して安全に生き生きと暮らせるように、市民の暮らしを最優先にしたまちづくりを進めます。

#### 夢・希望・感動あふれるまちづくり

市民一人ひとりが、夢・希望・感動を創造できるように、心の豊かさを育むまちづくりを進めます。

#### 地域の特性と資源を活用したまちづくり

全地域の発展と愛着ある地域づくりのため、本市の持つ優位性、地域の特性や資源を生かしたまちづくりを進めます。

実現を目指すまちの姿「将来都市像」を次のとおり定めます。

### 夢ふくらみ 安心して暮らせる 元気都市 いせさき

この将来都市像は、伊勢崎市が

- 市民の誰もが夢や希望を持てる都市である。
- 安心して安全に暮らせる都市である。
- 人口が増加していく元気な都市である。

ことを表しています。



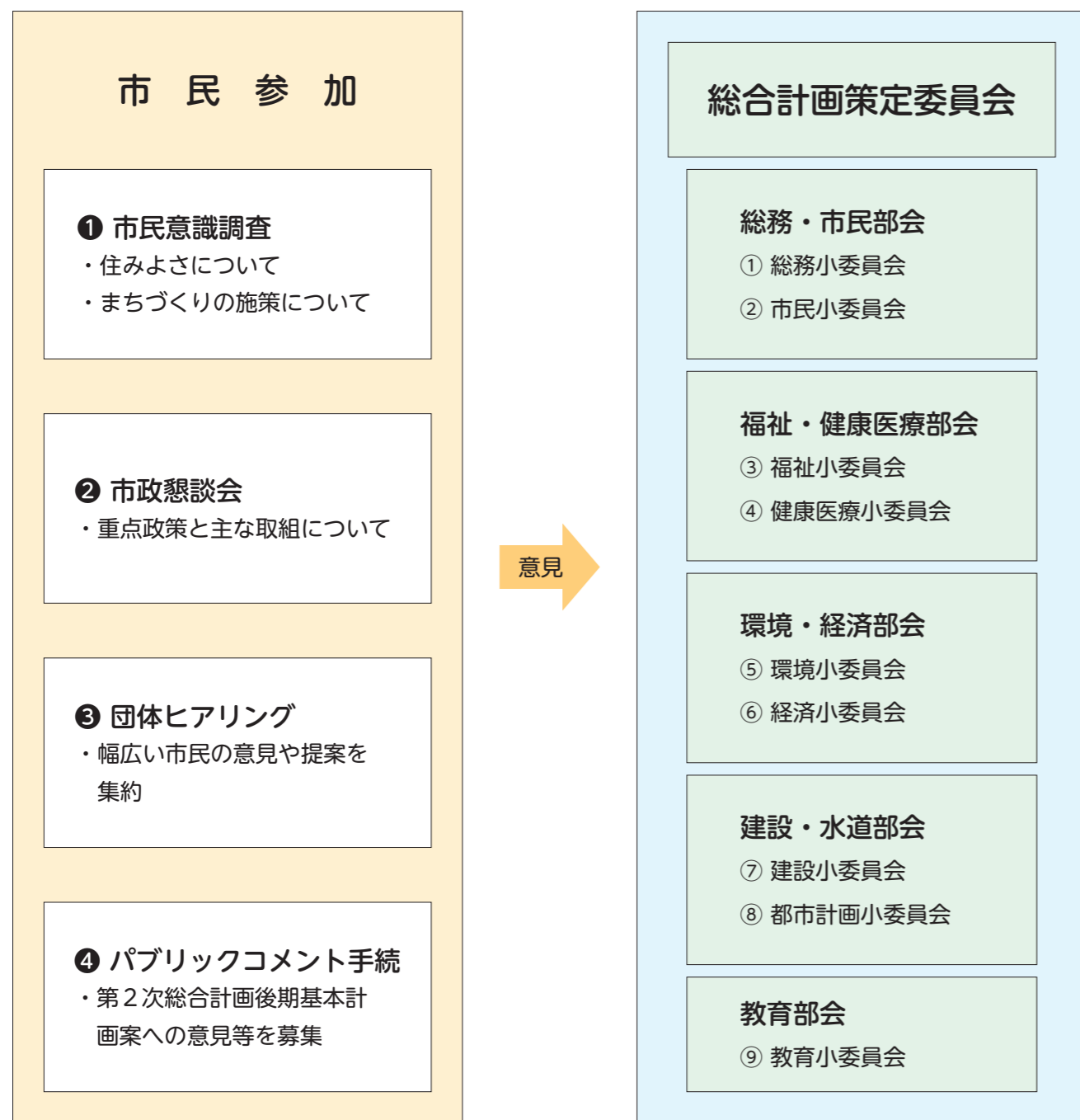
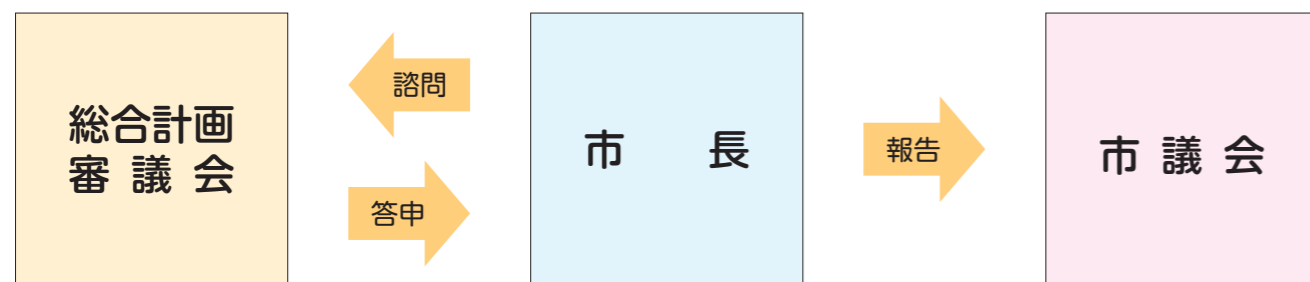
「夢ふくらみ 安心して暮らせる 元気都市 いせさき」の実現に向けて、次のとおり「まちづくりの大綱」を定めます。

基本政策1 市民が健康で生き 生き暮らせるまち をつくる	政策1【健康・医療分野】 いつまでも健康に暮らせるまちをつくる	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康づくりや医療の環境を整備し、市民自らが健康づくりに取り組み、生涯を通じていつまでも健康に暮らせるまちをつくります。</li> </ul>
	政策2【福祉分野】 子育てしやすく自立して暮らせるまちをつくる	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の中でお互いが助け合い、支え合い、子育てしやすく、自立して暮らせるまちをつくります。</li> </ul>
基本政策2 市民と産業を支え る力強いまちをつ くる	政策1【都市基盤分野】 快適に生活できる基盤をつくる	<ul style="list-style-type: none"> <li>良好な都市基盤の整備を進めるとともに、市民が潤いを実感できる自然や歴史的な風景による伊勢崎らしい都市景観を形成し、快適さを実感して暮らせるまちの基盤をつくります。</li> </ul>
	政策2【産業・観光分野】 活力ある産業とにぎわいのあるまちをつくる	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業基盤を強化し、地域のブランド力を高め、地域経済がさらに発展し、人々が行き交うにぎやかなまちをつくります。</li> </ul>
基本政策3 市民が安心してや すらかに暮らせる まちをつくる	政策1【安心安全分野】 安心して安全に暮らせる環境をつくる	<ul style="list-style-type: none"> <li>危機管理体制の充実や治水・地震対策などの災害に強いまちづくりを進めるとともに、防犯、交通安全、消防救急など生命や財産に関わる安心・安全な環境整備を進め、市民の誰もが安心して安全に暮らせる生活環境をつくります。</li> </ul>
	政策2【環境分野】 やすらかに暮らせる人に優しい環境をつくる	<ul style="list-style-type: none"> <li>良好な環境を保全するとともに、循環型社会を形成し、やすらかで人に優しい環境をつくります。</li> </ul>
基本政策4 市民が自ら学び豊 かな心を育むまち をつくる	政策1【教育分野】 子どもの生きる力を育むまちをつくる	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもを取り巻く教育環境や地域環境を充実し、子どもが地域の中で夢と希望を持って学ぶことにより、生きる力を育むまちをつくります。</li> </ul>
	政策2【生涯学習・スポーツ・文化分野】 生涯にわたり心身を育むまちをつくる	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民が生涯にわたって、芸術・文化活動や学習を続け、豊かな心を育むとともに、スポーツにより身体も育むまちをつくります。</li> </ul>
基本政策5 市民と協働して自 立したまちをつく る	政策1【協働・共生分野】 市民と共に協働・共生のまちをつくる	<ul style="list-style-type: none"> <li>開かれた行政を推進し、市民の主体的な活動への支援により、市民と共に誰もが尊重され自己の能力が発揮できる、協働・共生のまちをつくります。</li> </ul>
	政策2【行財政分野】 自立した都市経営を確立する	<ul style="list-style-type: none"> <li>効率的で効果的な行政運営や安定的な財政運営により、市民から信頼される自立した都市経営を確立します。</li> </ul>

# 資料編

- 1 策定体制
- 2 策定経過
- 3 市民参加
- 4 総合計画審議会
- 5 総合計画策定委員会

## 1 第2次伊勢崎市総合計画後期基本計画策定体制



## 2 第2次伊勢崎市総合計画後期基本計画策定経過

		検討過程	市民参加	総合計画策定委員会	
平成30年度	4月	市民ニーズの把握	市政懇談会	第1回策定委員会 第1回策定部会	
	5月	策定方針の決定 主要課題の整理 ・前期基本計画の検証 ・策定の背景等の整理	市民意識調査		
	6月	後期基本計画案の検討 ・現状と課題	第1回策定小委員会		
	7月				第2回策定委員会
	8月				第2回策定小委員会
10月	・施策の基本方針 ・施策の展開と主な取組 ・まちづくりの指標	第3回策定委員会 第3回策定小委員会			
12月	後期基本計画案の最終調整	第4回策定小委員会			
1月		第4回策定委員会 第2回策定部会			
2月	後期基本計画案の確定	第5回策定委員会			
令和元年度	4月	後期基本計画案の公表	市民意識調査 パブリックコメント手続 市政懇談会	第6回策定委員会	
	5月	行政分野関係団体の意見集約 総合計画審議会の審議開始 ・後期基本計画案の諮問	団体ヒアリング 第1回総合計画審議会 ・後期基本計画案の諮問	第7回策定委員会	
	6月	・後期基本計画案の審議	第2回総合計画審議会 ・後期基本計画案の審議	第8回策定委員会	
	7月				
	8月	第3回総合計画審議会 ・後期基本計画案の審議	第9回策定委員会		
	9月				
	10月			総合計画審議会の審議終了 ・後期基本計画案の答申	第10回策定委員会
	11月	後期基本計画の確定 市議会への報告	第5回総合計画審議会 ・後期基本計画案の答申	第11回策定委員会	
				第12回策定委員会	

## 3 市民参加

## ① 市民意識調査

## (1) 調査目的

市民意識調査は、市民意識の動向と市民の多様なニーズを統計的に把握し、その結果を総合計画の進行管理及び第2次伊勢崎市総合計画後期基本計画の策定に反映させるほか、市政運営の基礎資料とすることを目的として実施しました。

## (2) 調査概要

- ① 調査対象 伊勢崎市在住の満20歳以上の市民
- ② サンプル数 2,000人
- ③ 抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出
- ④ 調査方法 調査票を郵送し、回答のうえ返信用封筒にて返送
- ⑤ 調査期間 平成31年4月1日(月)～4月20日(土)

## (3) 回収結果

- ① 有効回収数 840人
- ② 回収率 42.0%

## (4) 調査項目

- ① 本市の住みよさについて
- ② 基本計画に体系付けられた41施策の満足度・重要度

## (5) 調査結果

「満足度」と「重要度」の得点については、「満足」と「重要」を4点とし、「どちらかといえば満足」と「どちらかといえば重要」を3点、「どちらかといえば不満」と「どちらかといえば重要でない」を2点、「不満」と「重要でない」を1点として平均値を算出しています。

また、「満足度割合」については、「満足」と「どちらかといえば満足」を「満足」とし、「不満」と「どちらかといえば不満」を「不満」として回答の割合を算出し、「重要度割合」についても、「重要」と「どちらかといえば重要」を「重要」とし、「どちらかといえば重要でない」と「重要でない」を「重要でない」として回答の割合を算出しています。

## ■ 施策別の満足度・重要度

施策番号	施策名	満足度	重要度	満足	不満
1-1-1	健康づくりと疾病予防の推進	2.91	3.52	67.5%	13.3%
1-1-2	地域医療体制の充実	2.71	3.65	60.3%	26.6%
1-1-3	医療・年金制度の円滑な運営	2.60	3.61	45.2%	27.7%
1-2-1	子ども・子育て支援の充実	2.69	3.57	43.8%	20.9%
1-2-2	地域福祉社会の構築	2.65	3.36	40.6%	22.8%
1-2-3	高齢者福祉の充実	2.59	3.52	40.3%	26.5%
1-2-4	障害者福祉の充実	2.52	3.48	31.7%	25.2%
2-1-1	適正な土地利用と良好な景観形成	2.42	3.17	38.7%	38.3%
2-1-2	魅力ある市街地の整備	2.33	3.28	39.4%	46.8%
2-1-3	公共交通ネットワークの確立	2.17	3.38	31.5%	51.0%
2-1-4	道路の整備と管理	2.57	3.46	56.4%	36.1%
2-1-5	適切な生活排水処理の推進	2.66	3.50	53.2%	32.4%
2-1-6	安定した水道水の供給	3.22	3.72	79.5%	10.9%
2-1-7	良好な居住環境の形成	2.83	3.38	60.5%	18.4%
2-2-1	持続可能な農業の振興	2.55	3.31	36.5%	24.7%
2-2-2	活力ある商工業の振興	2.49	3.27	33.6%	28.7%
2-2-3	企業誘致の推進と雇用の促進	2.57	3.34	38.7%	28.1%
2-2-4	魅力ある観光の振興	2.61	3.08	50.6%	33.3%
3-1-1	危機管理体制の充実	2.66	3.56	48.1%	26.1%
3-1-2	災害に強いまちづくり	2.63	3.61	47.4%	29.0%
3-1-3	防犯対策の強化	2.52	3.64	44.3%	35.9%
3-1-4	消防・救急体制の充実	2.88	3.61	58.1%	18.7%
3-1-5	交通安全対策の推進	2.63	3.57	52.0%	30.6%
3-1-6	消費者保護対策の充実	2.56	3.41	39.1%	28.8%
3-2-1	良好な地域環境の保全	2.83	3.36	61.5%	16.6%
3-2-2	ごみの減量と再資源化の推進	2.87	3.46	66.9%	19.3%
3-2-3	水と緑の空間の形成	2.90	3.30	68.6%	17.8%
4-1-1	幼児・学校教育の充実	2.78	3.54	44.0%	15.8%
4-1-2	児童・生徒の健全な心身の育成	2.79	3.56	43.7%	15.9%
4-1-3	中等教育学校教育の充実	2.80	3.29	36.1%	12.1%
4-2-1	生涯学習の振興	2.80	3.12	52.9%	17.0%
4-2-2	青少年の健全育成	2.76	3.32	42.9%	17.4%
4-2-3	文化財の保存活用と伝統文化の継承	2.76	3.02	49.1%	16.7%
4-2-4	教育施設の充実	2.73	3.37	49.8%	21.6%
4-2-5	スポーツの推進	2.78	3.12	49.0%	17.9%
5-1-1	市民との協働によるまちづくり	2.77	3.10	50.9%	19.2%
5-1-2	人権の尊重	2.80	3.18	41.3%	13.6%
5-1-3	男女共同参画社会の確立	2.71	3.16	35.7%	15.6%
5-1-4	国際交流・国内交流の推進	2.62	3.07	34.9%	19.8%
5-2-1	効率的で効果的な行政運営の推進	2.73	3.46	55.4%	23.8%
5-2-2	安定的な財政運営の推進	2.60	3.59	43.7%	27.4%

## ② 市政懇談会

### (1) 開催趣旨

市政懇談会は、市の予算や主要事業について市長が説明し、市民と意見を交換する場として実施しています。市政の透明性をより一層高め、市の説明責任を果たすとともに、市民が日頃から感じている市政に対する意見や要望などを聴き、対話と協調によるまちづくりを進めています。

### (2) 開催日程・会場

開催日程	会場
平成30年4月17日(火)	赤堀公民館
4月19日(木)	境総合文化センター
5月7日(月)	市民プラザ
5月8日(火)	緋の郷
5月11日(金)	あずま公民館
平成31年4月18日(木)	赤堀公民館
4月26日(金)	緋の郷
令和元年5月13日(月)	市民プラザ
5月16日(木)	あずま公民館
5月20日(月)	境総合文化センター

## ③ 団体ヒアリング

### (1) 開催趣旨

団体ヒアリングは、総合計画後期基本計画案の専門分野（福祉・農業・商工業・観光）について、幅広く市民や専門家の意見を取り入れることを目的として実施しました。後期基本計画案の施策体系及び分野別計画の施策案について説明し、自由なディスカッション形式で参加者と意見交換を行いました。

なお、民生委員・児童委員連絡協議会のヒアリングについては、総合計画後期基本計画案の福祉分野の抜粋及び意見記入用紙を配布し、記入後事務局に送付していただく形式としました。

### (2) 開催日程・対象団体

開催日程	対象団体
平成31年4月3日(水)	民生委員・児童委員連絡協議会
4月17日(水)	伊勢崎商工会議所青年部
4月24日(水)	佐波伊勢崎農業協働組合
令和元年5月8日(水)	群馬伊勢崎商工会青年部

## ④ パブリックコメント手続

### (1) 実施趣旨

パブリックコメント手続は、第2次総合計画後期基本計画の策定に当たり、市民参加の一環として総合計画後期基本計画案を公表し、市民から施策内容に対する意見や要望などを募集することにより、幅広く民意を反映させることを目的として実施しました。

### (2) 実施期間

平成31年4月2日(火)～令和元年5月7日(火)

### (3) 意見・要望

7件(意見提出者数：2人)

## 4 総合計画審議会

### ① 伊勢崎市総合計画審議会条例

平成17年1月1日  
条例第20号

(設置)

第1条 市長の附属機関として、伊勢崎市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、総合計画に関する事項について調査、審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る調査、審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第7条 審議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、市の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画部企画調整課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成18年3月27日条例第16号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月28日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

### ② 伊勢崎市総合計画審議会規則

平成18年3月30日  
規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢崎市総合計画審議会条例（平成17年伊勢崎市条例第20号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、伊勢崎市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第3条に規定する審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 公募による市民 4人以内

(2) 学識経験を有する者 2人以内

(3) 市内の公共的団体等から推薦を受けた者 9人以内

(4) 市議会の議員 10人以内

2 役職により委員となった者がその職を失ったときは、委員を退任したものとみなす。

(招集の通知)

第3条 会長は、審議会を招集しようとするときは、やむを得ない場合のほか、招集期日の少なくとも7日前までに日時、場所及び付議すべき案件を委員に通知しなければならない。

(議席)

第4条 委員の議席は、あらかじめ会長が定める。

(発言)

第5条 審議会での発言は、議長の許可を得なければならない。

(意見の聴取)

第6条 議長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(幹事)

第7条 条例第7条第2項の幹事は、伊勢崎市総合計画策定委員会規程（平成17年伊勢崎市訓令甲第44号）第3条第1項に規定する委員長、副委員長及び委員の職にある者をもって充てる。

(答申)

第8条 会長は、諮問のあった事項について調査、審議が終了したときは、市長に答申しなければならない。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年5月26日規則第39号）

この規則は、平成22年6月1日から施行する。



## ③ 伊勢崎市総合計画審議会委員名簿

(敬称略・規則順)

	氏名	所属等	役職	備考	
1	宮澤 健一	市民委員		第1号委員 公募による市民	
2	齋田 真由美	市民委員			
3	萩原 裕子	市民委員			
4	多部田 敬三	市民委員			
5	星野 為國	上武大学 教授		第2号委員 学識経験を有する者	
6	村川 浩一	東京福祉大学 教授			
7	中西 保	伊勢崎市市長会 会長	副会長	第3号委員 市内の公共的団体等から推薦を受けた者	
8	柏井 喜市	伊勢崎商工会議所 副会頭			
9	大沢 啓一	群馬伊勢崎商工会 会長			
10	松村 堯之	連合群馬伊勢崎地域協議会 議長			
11	栗原 弘充	伊勢崎青年会議所 理事長			
12	石原 めぐみ	伊勢崎市PTA連合会 理事			
13	大澤 誠	伊勢崎佐波医師会 会長			
14	根岸 昭雄	伊勢崎市社会福祉協議会 会長 (令和元年6月26日まで)			
	久保田 勝夫	伊勢崎市社会福祉協議会 会長 (令和元年6月27日から)			
15	森村 孝利	佐波伊勢崎農業協同組合 代表理事組合長			
16	鈴木 良尚	伊勢崎市議会議員	会長		第4号委員 市議会の議員
17	北島 元雄	伊勢崎市議会議員			
18	定方 英一	伊勢崎市議会議員			
19	田島 勉	伊勢崎市議会議員			
20	田村 幸一	伊勢崎市議会議員			
21	手島 良市	伊勢崎市議会議員			
22	野田 文雄	伊勢崎市議会議員			
23	原田 和行	伊勢崎市議会議員			
24	堀地 和子	伊勢崎市議会議員			
25	宮田 芳典	伊勢崎市議会議員			

## ④ 第2次伊勢崎市総合計画後期基本計画案について（諮問）

伊企第49号  
令和元年5月30日

伊勢崎市総合計画審議会  
会長 鈴木 良尚 様

伊勢崎市市長 五十嵐 清 隆

第2次伊勢崎市総合計画後期基本計画案について（諮問）

伊勢崎市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、別添の第2次伊勢崎市総合計画後期基本計画案について諮問します。

## ⑤ 第2次伊勢崎市総合計画後期基本計画案について（答申）

令和元年10月7日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆 様

伊勢崎市総合計画審議会  
会長 鈴木 良尚

## 第2次伊勢崎市総合計画後期基本計画案について（答申）

令和元年5月30日付伊企第49号で諮問のありました第2次伊勢崎市総合計画後期基本計画案について、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり取りまとめるとともに、下記の意見を付して答申します。

計画の推進に当たっては、これらの意見を十分に尊重するとともに、将来都市像「夢ふくらみ 安心して暮らせる 元気都市 いせさき」の実現に向け、市民の暮らし最優先の市政運営に最善の努力をされるよう要望します。

## 記

- 1 子どもへの虐待防止対策について、関係機関との連携を強化し、子どもの健やかな成長を支援するために、子育て環境の充実を図ること。
- 2 運転免許を持たない高齢者の増加が見込まれることを踏まえ、コミュニティバスの利便性向上を図り、公共交通ネットワークの整備を推進すること。
- 3 持続的な街なかの賑わい創出により、商業の活性化を図るとともに、新たな観光資源の発掘や周遊観光ルートを拡充すること。
- 4 様々な自然災害や熱中症に備えるため、子どもなどの災害弱者への対策を強化し、誰もが安心して安全に暮らすための体制づくりを進めること。
- 5 高齢者が関わる事故の割合が増加傾向にあることを踏まえ、警察や関係団体と連携し、交通安全意識の向上を図り、あらゆる世代の交通事故防止に努めること。
- 6 外国籍児童・生徒などへの学習支援を充実するとともに、幅広い世代における国際交流を深める機会の拡充に努めること。

## 5 総合計画策定委員会

## ① 伊勢崎市総合計画策定委員会規程

平成17年3月31日

訓令甲第44号

## （設置）

第1条 本市の総合計画の基本構想、基本計画及び実施計画を策定し、その実施を推進するため、伊勢崎市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## （所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、総合計画の策定及び推進とする。

## （組織）

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副市長、副委員長は教育長をもって充て、委員は職員のうちから市長が任命する。

## （委員長及び副委員長）

第4条 委員長は、会務を総理し、会議を主宰する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## （調整会議）

第5条 委員会に、調整会議を置き、第2条に規定する所掌事務の円滑な遂行を図るために部局間の調整を行う。

2 調整会議に座長及び副座長2人を置く。

3 座長には企画部長の職にある者を、副座長には総務部長及び財政部長の職にある者をもって充てる。

4 調整会議の会議は、座長が招集し、その議長となる。

5 座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

## （部会）

第6条 委員会に、別表に掲げる部会を置き、第2条に規定する所掌事務について資料の収集、調査及び研究を行い、基本計画及び実施計画の策定及び推進に従事する。

2 部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選により選任する。

3 部会は、部会長が招集し、会議の議長となる。

## （事務局）

第7条 委員会の事務局は、企画部企画調整課に置く。

2 事務局長は、企画調整課長とする。

## （その他）

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## 附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日訓令甲第9号）  
この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年7月29日訓令甲第8号）  
この訓令は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（平成25年4月30日訓令甲第6号）  
この訓令は、平成25年5月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日訓令甲第7号抄）  
（施行期日）

1 この訓令は、公表の日から施行する。

別表（第6条関係）

部会
総務・市民部会
福祉・健康医療部会
環境・経済部会
建設・水道部会
教育部会

## ② 伊勢崎市総合計画策定委員会委員名簿

役職	職名	担当部会
委員長	副市長	
副委員長	教育長	
委員	企画部長	総務・市民部会
	総務部長	
	財政部長	
	市民部長	
	環境部長	環境・経済部会
	健康推進部長	福祉・健康医療部会
	福祉子ども部長	
	長寿社会部長	
	経済部長	環境・経済部会
	建設部長	建設・水道部会
	都市計画部長	
	公営事業部長	総務・市民部会
	水道局長	建設・水道部会
	消防長	総務・市民部会
	経営企画部長	福祉・健康医療部会
	会計管理者	総務・市民部会
議会事務局長		
監査委員事務局長		
教育部長	教育部会	
オブザーバー	総務専門委員	

---

## 第2次伊勢崎市総合計画 後期基本計画

発行日：令和2年（2020年）3月

発行：伊勢崎市

〒372-8501

群馬県伊勢崎市今泉町二丁目410番地

電話 0270-24-5111（代表）

URL <https://www.city.isesaki.lg.jp>

編集：企画部企画調整課

印刷：第一印刷株式会社

---